

再チャレンジプログラム 第5回（複雑訴訟）

弁護士 春田 尚純

第1 共同訴訟（訴訟開始時から当事者が複数の場合）

1 総論

- <定義>
- <趣旨>
- <類型>
- <効果>

2 通常共同訴訟

- <定義>
- <趣旨>
- <要件>
- <効果>

・共同訴訟人独立の原則（39条）

- <定義>
- <根拠>
- <効果>

- ・主張共通の原則
- ・証拠共通の原則

3 必要的共同訴訟

- <定義>
- <類型>
- <趣旨>
- <効果>

<論点1>共同訴訟人の一部がなした上訴等の効力

- (1) 上訴審判決の効力の影響の是非
- (2) 上訴しなかった者の地位（固有必要的共同訴訟の場合）
- (3) 上訴しなかった者の地位（類似必要的共同訴訟の場合）

<論点2>固有必要的共同訴訟と通常共同訴訟との区別

- (1) 総有の場合
- (2) 合有の場合
- (3) 共有の場合
 - ア. 共有者が原告
 - イ. 共有者が被告
 - ウ. 共有者相互間

第2 訴訟係属後の主観的併合

1 主観的原始的併合

(1) 主観的単純併合（＝通常共同訴訟）

(2) 主観的予備的併合

<定義>

<肯否>

(3) 同時審判共同訴訟（41 条）

<定義>

<性質>

<趣旨>

<要件>

<効果>

2 主観的追加的併合

(1) 当事者による場合

・明文有り

・明文無し

(2) 第三者による場合

・明文有り

・明文無し

3 共同訴訟参加（52 条）

<定義>

<趣旨>

<要件>

<手続>

<効果>

4 補助参加1（42 条～46 条）

<定義>

<趣旨>

<要件>

<手続>

<地位>

<効果>

(1) 45 条（補助参加人のなし得る行為）

(2) 46 条（補助参加人に対する裁判の効力）

《論点》

・「効力」とは

・範囲は？

5 訴訟告知 (53 条)

<定義>

<趣旨>

<要件>

<効果>

6 独立当事者参加 1 (47 条)

<定義>

<趣旨>

<要件>

<審判>

<方式>

<効果>

<論点>

- ・敗訴者の一部のみが上訴した場合の審判の範囲
- ・独立当事者参加における 2 当事者間での和解の効力（裁判例）
- ・原告の訴えの取下げにおける参加人の同意の要否（261 条 1 項・2 項）

※訴訟脱退 (48 条)

<意義>

<趣旨>

<要件>

<効果>

- ・参加人の承諾の要否

7 当事者の交代 1

(1) 総則

(2) 任意的当事者変更

<定義>

<趣旨>

<要件>

(3) 訴訟承継

<定義>

<趣旨>

<内容>

ア. 当然承継 (124 条～129 条)

《定義》

《趣旨》

《要件》（中断・受継の規定から推知、124 条 1 項）

《手続》

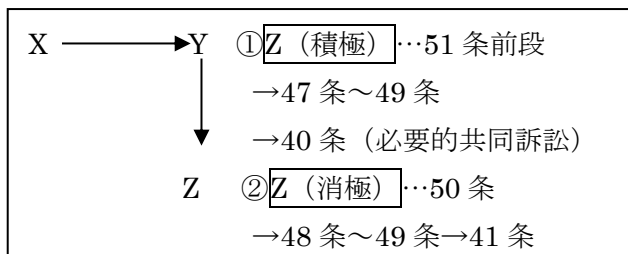
- ① 判決送達前
- ② 判決送達後

《効果》

イ. 特定承継（49条～51条）

《要件》～承継原因～

《適用条文》（穴があくほど条文を読んで照らし合わせよう！）



- ① ①の場合（51条前段、49条）～義務承継人の訴訟参加～
- ② ②の場合（50条）～義務承継人に対する訴訟引受け～
- ③ ③の場合（49条）～権利承継人の訴訟参加～
- ④ ④の場合（51条後段、50条）～権利の承継人に対する訴訟引受け～

<効果>

設問

Xは、Yを被告として、土地甲の所有権確認訴訟を提起したところ、この事実を聞きつけたZがX及びYを被告として土地甲の所有権確認を求めて権利主張参加をした。

第1審において、裁判所は「土地甲の所有権はXに帰属する」との心証を抱いたため、XのYに対する請求のみが認容され、Xが勝訴した。これに対して、Zのみが控訴した。控訴審において、裁判所は「土地甲の所有権はZに帰属する」との心証を抱いた場合、控訴審は、三者間の請求につき、どのような判決をなすべきか。

以上